

三、深夜業廢止對策の件

本中央委員會の名にて聲明書を發表し、この際紡織工場に積極的に働きかけたため同盟本部に對策委員會を設置して之に當らしめる。

委員として、望月、須澤、橋本、金井、藤岡、新田、森

四、全國勞農青年同盟對策の件  
組合同盟としては至急青年部を確立して青年同盟を支持しな

五、夏期講習會の件  
東京では各組合より責任を以つて會員を派遣し、各地方でも行ふこと。

六、全國大會に關する件

十月五、六、七日の三日間、神戸市にて舉行。議案、報告締切八月末。

七、爭議激電の件

八、中央委員選任の件  
埼玉、高知、神奈川に各一名を新しく選出すること、人選は一任。

臨時中央委員會

九月十日、關西の中央委員會に通知もれりしため申合せとてそれぐ事後承諾を求めた)

(1) 全國大會期日に就て

前中央委員會に於て十月五、六、七の三日間と決定されたるが、主として關西の事情等から十月六、七兩日とするに決定。

(2) 大會豫算

(3) 同盟本部提出議案の審議

(4) 全國大會代議員割當(勞働大衆九月號参照)以上

組合同盟現有勢力

(昭和四年九月末現在)

組合名	組合員數
關東合同労働組合	二七四〇
日本運輸労働組合	五一〇
日本紡織労働組合	七〇五〇
洋モス従業員組合	二五〇〇

九、財政確立の件

深夜業廢止に對する聲明

我が四十萬の紡織労働者が永年の間要望したる深夜業の廢止は、愈々七月一日より實施せらるゝに至つた。而して我等紡織労働者は今日まで多大の犠牲を拂ひ來つた深夜業の廢止せらるゝに當り、労働條件の低下に絶対に反對し、其の生活保護を確保せんと欲するものである。

我が紡織資本家は、深夜業禁止による時間短縮より來る犠牲とやゝもすれば我等労働者の頭上に擔はせんとしつゝある。我等は七月一日よりの實施後に於て其の團結の力によつて、労働條件の低下を防ぎ其の生活保護のために闘はんと欲するものである。

尙我等は深夜業廢止實施後に於て、我等の餘暇利用に關する設備の完全並に連続五時間労働に對して十五分の休憩實施を要求するものである。

六月三十日

九月 月

組合同盟擴大中央委員會

東京水産労働組合

關東革技工組合

關東金屬産業労働組合

日本鐵夫組合

東北合同労働組合

神奈川縣聯合會

關東製材従業員組合

那山労働組合

長岡労働者向上會

高崎製紙労働組合工友會

飾磨合同労働組合

關西合同労働組合

濠合同労働組合

神戸合同労働組合

高知縣聯合會

九州聯合會

淡路労働組合

大石石材労働組合

一五〇
五五〇
一一〇〇
二二八〇
一一五〇
一五一〇
三三〇
五五
九五
六〇〇
九〇
二一〇
一〇〇
二〇
二二五〇
一〇九〇
一五〇
七〇〇

三五

12/22  
足野子